



鳥取県公報

平成 19 年 9 月 11 日 (火)
第 7 9 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定 (763) (森林保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (764~767) (〃) 2
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (768) (県土総務課) 5
	建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (769) (〃) 12
	県道の区域の変更 (770) (道路企画課) 18
	開発行為に関する工事の完了 (771) (西部総合事務所生活環境局) 18
	土地改良区の役員の就退任 (772) (西部総合事務所農林局) 19
◇ 教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (9) (高等学校課) 20
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 21
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (2 件) (広報課) 22
	落札者の決定 (警察本部会計課) 23

告 示

鳥取県告示第 763 号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字眷米字ショムカ635の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 764 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字篠坂字岨ノ谷530の1、530の2、531、533、534
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採することができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第765号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字五歩谷992の1、字下大沢994の1、字林ノ谷1001、字狼谷1002の1、1002の2、字吉ヶ谷1008、1011

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字砂田山395の1、395の2、396、404の1、410、字赤岩945の1、945の2、945の5、945の6、字長谷田平ラ965、966、字勝負谷970の1から970の3まで、978の1、字神坂谷982の1、983の1、983の2、984の1、984の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第766号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福本字ツムギ2の1・2の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2の13、4の2（次の図に示す部分に限る。）、4の6、字松木131の3、132の1、132の2、132の4から132の8まで、字家ノ向146の2、146の4、146の6、字円淵469の2から469の4まで、字小平谷478、大字下西谷字森脇平475の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福本字美坂谷443の7、463の3
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第767号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福本字ツムギ2の14から2の16まで、2の29、2の31から2の36まで、2の38から2の46まで、字美坂谷443の1、443の5から443の7まで、463の3
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字美坂谷443の7・463の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字小代路72の1、73、673の9（次の図に示す部分に限る。）、673の10、字鹿部谷727の13、727の14、字郡家740から742まで、745、字ダケ748

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小代路72の1、73

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字滝坂668の2、668の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 768 号

県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の制限付一般競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入

札規則」という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、鳥取県建設工事等電子入札執行要領(平成17年5月16日付第200500002083号鳥取県県土整備部長通知)、鳥取県建設工事等紙入札執行要領(平成11年7月9日付管第223号鳥取県土木部長通知)及び当該入札に係る調達公告(当該入札ごとに別に行う公告をいう。以下同じ。)によるほか、次に定めるところによるものとする。

平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
 - (3) 平成18年鳥取県告示第432号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有すること。
 - (4) 鳥取県知事から指名停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。)を受けた期間が、当該入札の開札日までの期間に含まれていないこと。
 - (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領(平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知)第9条に基づく不指名の期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれていないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(以下「更生手続開始の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査(法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。))を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
 - (7) 当該入札に係る工事(以下「発注工事」という。)の設計業務の受託者(調達公告で指定する者とする。)と次のいずれかの関係にある者でないこと。
 - ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。
 - イ 入札参加者の代表権を有する役員(入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人)が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
 - (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者(入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。)のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者(調達公告で定める資格を有する者に限る。)を有していること。
 - (9) 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(8)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。
 - ア 自主的に結成されたものであること。
 - イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
 - ウ 共同施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企業体(以下「共同企業体」という。)にあっては、出資比率の最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか)が代表者となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。
 - エ 分担施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企業体(以下「共同企業体」という。)にあっては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか)

が代表者となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体についても連帯して責任を負うこと。

オ 分担施工方式の共同企業体にあつては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に当該入札参加書類に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 県外に本店を有する者にあつては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値（法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）の通知書の写し（対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度（以下「前々年度」という。）の10月1日からその翌年度（以下「前年度」という。）の9月30日まで（前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者（前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。）については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで）の間とする。ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日（その日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日）とする。）

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

エ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書（以下これらを「提出書類」という。）は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、3の(4)に定めるところにより行うものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。

(4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以

外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の提出期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、(3)によるものとする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。

イ 提出した工事費内訳書の内容（内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容）に重大かつ明白な不備がある者又は紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合において入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。

ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 1に掲げる入札参加資格の審査は、開札の結果、落札予定者（最低制限価格を設定している建設工事について予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格を提示した者のうち最低の価格を提示したもの、総合評価入札方式を行った建設工事について総合評価の点数が最も高い者又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。）となった者に対して行う。この場合において、当該落札予定者が2の(2)又は3の(2)に規定する持参すべき書類がある場合は、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。

- (4) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、調査基準価格を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (5) 落札者が契約締結の日までに指名停止措置を受けた場合は、その者を失格とし予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者に決定する。

- (6) 最低価格を提示した者（総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者）であって、1に掲げる条件を具備しないとされた者については、その旨及び条件を具備しないとした理由（以下「資格不備理由」という。）を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

- (7) (3)による審査対象となったが、1に掲げる条件を具備しない者として失格となった者は、書面により失格の理由について発注機関に説明を求めることができる。

- (8) 発注機関は、(7)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

- (9) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知）に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。）の継続雇用者であって特定資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、追加技術者調書（様式第2号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあら

かじめ定められた期限（紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては電子入札システムに登録された提出期限とする。）までに提出できない者は失格とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。

ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。

(10) 落札者は、配置技術者及び追加技術者（必要とされる場合に限る。）を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。ただし、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされていないときは、配置技術者については発注工事に専任としなくてもよい。

(11) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

(12) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(13) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(14) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアルに定める談合情報があった場合は、同マニュアル第 2 の 2 の (3) に基づき条件付入札を行う。

(15) 調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。

(16) 本件工事において落札決定をされた者であっても、契約日（議決を要する工事にあつては議決の日の翌日）までの間に指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

4 落札決定後の手続

(1) 入札終了後、落札者（免税業者に限る。）は、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。

(2) 請負代金の額が 100 万円以上の工事については、鳥取県建設工事執行規則（昭和 48 年鳥取県規則第 66 号）第 8 条の規定による契約保証金として請負代金の額の 10 分の 1 以上の額を保証する次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該契約保証金を請負代金の額の 10 分の 3 以上の額とする。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(3) 鳥取県建設工事執行規則第 60 条第 1 項の規定による前金払については、請負代金額 100 万円以上の工事について、請負代金額の 10 分の 4（入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると発注者が認めた場合には、10 分の 2）の範囲内において前金払をする。ただし、施工時期選択制度による工事の前金の支払は、着工日以降とする。

また、前金払の額を請負代金の 10 分の 2 にすることに伴う一般管理費等の率の補正を理由とした変更契約は、認めないものとする。

(4) 落札者は、契約時に中間前金払又は部分払を選択しなければならない。ただし、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が認めた場合には、中間前金払は選択できないものとする。

(5) 落札者が (4) により中間前金払を選択し、保証事業会社と中間前金払に関し工期を保証期間とする保証契約を締結した場合は、(3) により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の 10 分の 2 の範囲内におい

て前金払をする。

(6) 落札者が(4)により部分払を選択した場合の部分払の回数については、鳥取県建設工事執行規則第 65 条第 4 項の規定による。ただし、(3)及び(4)については、支払年度が指定されている場合においては、別途指定された年度によるものとする。

(7) 施工時期選択制度対象工事の場合、落札者は開札日の翌日から起算して 3 日を経過する日（その日が閉庁日の場合は、その翌日とする。）までに、施工時期承認申請をし、発注者の承認を受けなければならない。

5 応募及び入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問に対しては、入札閲覧設計書に開札日から逆算して 2 日（休日を除く。）前までに回答することとしているが、当該期限前に入札書を提出した場合でも、入札書の変更は認めない。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容および回答内容）において閲覧できる。

6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報 HP に掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報 HP に掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から開札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注工事に関する図書の複写物は、開札の日の 3 日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。

(5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

様式第 1 号

制限付一般競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の工事の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名：

許可番号 国土交通大臣・ 知事 許可（－）第 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 印
担当者
連絡先（電話番号）（ ）－（ ）

1. 基本事項

番号	確認事項	回答欄
1	自治法施行令第 167 条の 4	該当する・該当しない
2	資格停止措置	該当あり（ 年 月 日まで）・該当なし
3	本工事の設計業者との関係	有・無
4	建設業許可の営業所の 専任技術者の氏名	-----

2. 会社実績

番号	項目	番号	会社実績 1	会社実績 2
1	実績工事名			
2	実績工事内容証明書		CORINS 登録番号 () その他 (契約書等) ()	CORINS 登録番号 () その他 ()

3. 技術者要件 (配置予定技術者)

番号	項目	番号	技術者 1	技術者 2
1	配置予定技術者の氏名			
2	継続雇用期間		年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	調達公告で定める資格に係る資格者証		名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
4	監理技術者資格者証		建設業の種類 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	建設業の種類 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
5	配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等	工事名		
		工期		
		従事役職		
6	実績工事名			
7	実績工事内容証明書		CORINS 登録番号 () その他 (契約書等) ()	CORINS 登録番号 () その他 ()
8	実績工事従事役職			

様式第 2 号

追 加 技 術 者 調 書

本件工事について以下の者を追加技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他工事に従事していないこと、並びに記載内容、及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名： _____

許 可 番 号 国 土 交 通 大 臣 ・ 知 事 許 可 (-) 第 _____ 号
住 所

商号又は名称

代 表 者

印

追加技術者の氏名	
継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 追加技術者調書提出日)
調達公告で定める資格に係る資格者証	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
備 考	監理技術者資格者証 (建設業の種類:) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()

(注意事項)

- 1 追加技術者の氏名の欄には、本件工事に配置する技術者の氏名を記載する。
- 2 継続雇用期間の欄には、追加技術者が採用された日及び採用日から開札日までの雇用期間を記載すること。
- 3 備考の欄には、調達公告で特定資格として定める資格の資格者証に係る内容を記載すること。
- 4 調達公告で定める資格を証明する合格証明書の写し、又は監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 5 監理技術者資格者証の交付を受けている者にあつては、備考欄に交付番号等を記載すること。

鳥取県告示第 769 号

県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによるものとする。

平成18年鳥取県告示第260号（県が発注する建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な一般的事項等については、平成19年7月31日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受

けていること。

- (3) 平成18年鳥取県告示第432号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。
 - (4) 鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札日までの期間に含まれていないこと。
 - (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知）第9条に基づく不指名の期間が、応募期間の末日から当該入札の指名通知の日までの期間に含まれていないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（以下「更生手続開始者」という。）にあっては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、応募期間の末日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
 - (7) 当該入札に係る工事（以下「発注工事」という。）の設計業務の受託者（調達公告で指定する者とする。）と次のいずれかの関係にある者でないこと。
 - ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。
 - イ 入札参加者の代表権を有する役員（入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人）が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
 - (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、応募期間の末日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。
 - (9) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(8)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。
 - ア 自主的に結成されたものであること。
 - イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
 - ウ 共同施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。）の共同企業体にあっては、出資比率の最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれか）が代表者となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。
 - エ 分担施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。）の共同企業体にあっては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれか）が代表者となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体についても連帯して責任を負うこと。
 - オ 分担施工方式の共同企業体にあっては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表者が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札（鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に当該応募書類に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 限定公募型指名競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 県外に本店を有する者にあっては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値（法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）の通知書の写し（対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度（以下「前々年度」という。）の10月1日からその翌年度（以下「前年度」という。）の9月30日まで（前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者（前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。）については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで）の間とする。ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日（その日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日とする。）

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

エ その他調達公告に定める書類

(2) 応募書類は、応募期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までには到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。

(4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。

(1) 入札参加者は、1に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

(2) 指名業者選定時において、鳥取県知事から鳥取県低価格落札者経営診断指導要領第9条に基づく資格保留の措置を受けている者は指名しないものとする。

(3) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」と

いう。)を入札情報HPに掲載する。

- (4) 指名を受けられなかった応募者は、(3)の掲載の日から4日(休日を除く。)以内に、書面(電子入札の場合にあっては、電子入札画面にその旨を入力し送信すること。以下同じ。)により非指名理由について発注機関(発注工事の請負契約(以下「本件契約」という。)を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。)に説明を求めることができる。
- (5) 発注機関は、(4)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から6日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。
- (6) 予定価格を入札の執行前に公表している建設工事を指名競争入札に付す場合において、1に掲げる条件を具備する応募者が1者のみの場合は、当該入札を中止する。

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書(別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。)を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の入札期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信(当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、調達公告で定める場所への持参とする。以下「内訳書の送信」という。)を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。

イ 提出した工事費内訳書の内容(内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容)に重大かつ明白な不備がある者又は紙入札(電子入札以外の入札をいう。)の場合において入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。

ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

- (2) 落札者は、発注工事の予定価格の範囲内において最低の価格(最低制限価格を設定する場合にあっては、当該価格以上のものに限る。)をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。ただし、調査基準価格を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (3) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。

- (4) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知)に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。)の継続雇用者であって特定資格を有する者(以下「追加技術者」という。)を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、追加技術者調書(様式第2号)(次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。)をあらかじめ定められた期限(紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては電子入札システムに登録された提出期限とする。)までに提出できない者は失格とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。

ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。

- (5) 落札者は、配置技術者及び追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。ただ

し、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされていないときは、配置技術者については発注工事に専任としなくてもよい。

- (6) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。
- (7) 事前に配置予定技術者の提出を求めない入札においては、入札時において入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置し、契約時において、当該雇用関係を証明する書類を提出すること。
- (8) 本件工事において落札決定をされた者であっても、契約日（議決を要する工事にあつては議決の日の翌日）までの間に指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 応募の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。
- (2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
- (4) 発注工事に関する図書の複写物は、入札の日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。
- (5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

様式第1号

限定公募型指名競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の工事の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名：

許 可 番 号 国 土 交 通 大 臣 ・ 知 事 許 可 (ー) 第 号
住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 印

1. 基本事項

番号	確認事項	回答欄	
1	自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない	
2	本工事の設計業者との関係	有・無	
3	建設業許可の営業所の 専任技術者の氏名	-----	-----

2. 会社実績

番号	番号		会社実績 1	会社実績 2
	項目			
1	実績工事名			

2	実績工事内容証明書	CORINS 登録番号 () その他 ()	CORINS 登録番号 () その他 ()
---	-----------	----------------------------	----------------------------

3. 技術者要件 (配置予定技術者)

番号	項目	番号	技術者 1	技術者 2
1	配置予定技術者の氏名			
2	継続雇用期間		年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	調達公告で定める資格に係る資格者証		名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
4	監理技術者資格者証		名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
5	配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等	工事名		
		工期		
		従事役職		
6	実績工事名			
7	実績工事内容証明書		CORINS 登録番号 () その他 ()	CORINS 登録番号 () その他 ()
8	実績工事従事役職			

様式第2号

追 加 技 術 者 調 書

本件工事について以下の者を追加技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他工事に従事していないこと、並びに記載内容、及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名： _____

許 可 番 号 国土交通大臣・ 知事 許可 (-) 第 _____ 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 _____ 印

追加技術者の氏名	
継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 追加技術者調書提出日)
調達公告で定める資格に係る資格者証	名称 () 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()
備 考	監理技術者資格者証 (建設業の種類 :) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ()

(注意事項)

- 1 追加技術者の氏名の欄には、本件工事に配置する技術者の氏名を記載する。
- 2 継続雇用期間の欄には、追加技術者が採用された日及び採用日から開札日までの雇用期間を記載すること。
- 3 備考の欄には、調達公告で特定資格として定める資格の資格者証に係る内容を記載すること。
- 4 調達公告で定める資格を証明する合格証明書の写し、又は監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 5 監理技術者資格者証の交付を受けている者にあつては、備考欄に交付番号等を記載すること。

鳥取県告示第 770 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月11日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府 岩美線	鳥取市国府町拾石字東平裏山通り401-2地先から同地先 まで	変更前	146.5～155.5	7.3
		変更後	137.5～155.5	7.3

鳥取県告示第 771 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成19年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成18年9月1日 鳥取県指令第200600073616号
(変更許可)
平成19年5月7日 鳥取県指令第200700023331号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字中小堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市福定町671-1
株式会社ウオタニ 代表取締役社長 魚谷 賢一

鳥取県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐陀川右岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年9月11日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	渡 邊 照 夫	米子市淀江町小波982-1
〃	平 林 将	米子市淀江町中間376
〃	大 村 興 孝	米子市淀江町中間616-5
〃	花 田 豊	米子市尾高882
〃	伊 達 厚 美	米子市尾高998
〃	田 中 誠	米子市尾高1742
〃	中 本 高 夫	米子市尾高1121-1
〃	安 田 禮 三	米子市下郷91
〃	吉 川 嗣	米子市泉105
〃	仲 田 實	米子市泉1984-1
〃	永 富 武 志	米子市日下547
〃	田 中 弘	米子市福万726-1
〃	田 守 政 吉	米子市福万214
監 事	米 山 昭 二	米子市淀江町小波994
〃	木 下 鴻	米子市尾高855
〃	船 本 博 孝	米子市福万295

平成19年1月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	渡 邊 照 夫	米子市淀江町小波982-1
〃	元 林 靖 雄	米子市淀江町中間373

〃	上 村 治 雄	米子市淀江町中間631-1
〃	表 雅 俊	米子市尾高817
〃	伊 達 厚 美	米子市尾高998
〃	田 中 誠	米子市尾高1742
〃	中 本 高 夫	米子市尾高1121-1
〃	安 田 禮 三	米子市下郷91
〃	吉 川 嗣	米子市泉105
〃	武 部 肇	米子市泉195-1
〃	船 岡 徳 正	米子市日下303-1
〃	山 上 丈 夫	米子市福万710
〃	田 守 政 吉	米子市福万214
監 事	松 江 芳 高	米子市淀江町小波868
〃	木 下 鴻	米子市尾高855
〃	船 本 博 孝	米子市福万295

平成19年1月23日就任 任期4年

教 育 委 員 会 規 則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月11日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
(教育相談員) 第33条の3 略 <u>(実習教諭)</u> <u>第33条の4 学校に、実習教諭を置くことができる。</u> <u>2 実習教諭は、上司の命を受け、実験又は実習につ</u> <u>いて、教諭の職務を助け、生徒の指導に当たる。</u> <u>3 実習教諭は、実習助手の中から、教育委員会がこ</u> <u>れを命ずる。</u>	(教育相談員) 第33条の3 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 8 月 24 日付鳥取県告示第 713 号）の内容

（告示の内容）

- （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小坂 傳藏	八頭郡智頭町大字埴師字ノミ谷山 1149 の 12
小林 権八	八頭郡智頭町大字埴師字ノミ谷山 1149 の 22

- （2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

- （3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 8 月 24 日付鳥取県告示第 714 号）の内容

（告示の内容）

- （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

伊藤 増蔵	東伯郡湯梨浜町大字方地字水コシ 82
千石 弘道	東伯郡湯梨浜町大字方地字水コシ 84
伊藤 祐子	東伯郡湯梨浜町大字方地字小谷 856
藤田 孝重	東伯郡湯梨浜町大字方地字小谷 857
伊藤 幸	東伯郡湯梨浜町大字方地字二ノ清水 1075
宮本 重信	東伯郡湯梨浜町大字方地字大谷 1088 の 1
伊藤 政義	東伯郡湯梨浜町大字方地字大谷 1089 の 1
〃	東伯郡湯梨浜町大字方地字大谷 1089 の 2
伊藤 幸	東伯郡湯梨浜町大字方地字大谷 1094
〃	東伯郡湯梨浜町大字方地字大谷枝 1099
市橋 康則	東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷字八谷平 621 の 1
〃	東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷字八谷平 621 の 2
〃	東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷字森山 624 の 1
〃	東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷字杉ノ子平 627 の 1
〃	東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷字白ヶ谷平 628 の 1

- （2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- （3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 県政広報番組「とっとりWhy?」の制作及び放送 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成19年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 日本海テレビジョン放送株式会社
鳥取市田園町四丁目360 |
| 5 契約金額 | 35,794,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品等又は特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第10条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部広報課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成19年4月2日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社新日本海新聞社
鳥取市富安二丁目137 |
| 5 契約金額 | 40,819,537円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品等又は特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第10条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部広報課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年9月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------|----------------|
| 1 調達件名及び数量 | X線マイクロアナライザ 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成19年7月30日 |

- | | | |
|---|----------------------|---------------------------------|
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋二丁目15-12 |
| 5 | 落札金額 | 月額436,789円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成19年6月19日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |